

1 既収載品目（9.41 試薬・試液）の「内部基準物質」の  
2 用語に係る改正について（意見募集）

3  
4 以下の既収載試薬・試液の定量法における「内部基準物質」の用語を「qNMR用基準物質」に改めます。

5  
6 **1. 対象品目**

7 エボジアミン，定量用

8 [6]-ギングロール，定量用

9 シノメニン，定量用

10 [6]-ショーガオール，定量用

11 10-ヒドロキシ-2-(*E*)-デセン酸，定量用

12 (*E*)-フェルラ酸，定量用

13 ログニン，定量用

14  
15 **2. 改正案（エボジアミン，定量用の例）**

16 **次のように改める。**

17 エボジアミン，定量用 —（略）—

18 **定量法** （略）この液を外径5 mmのNMR試料管に入れ，  
19 核磁気共鳴スペクトル測定用DSS- $d_6$ をqNMR用基準物質と  
20 して，次の試験条件で核磁気共鳴スペクトル測定法（2.21）  
21 及び（5.01）により， $^1\text{H}$  NMRを測定する．qNMR用基準物  
22 質のシグナルを $\delta$  0 ppmとし，（以下略）

23 ———（中略）———

24 システムの再現性：試料溶液につき，上記の条件で測定を6  
25 回繰り返すとき，面積強度 $A$ のqNMR用基準物質の面積強度  
26 に対する比の相対標準偏差は1.0%以下である。

27

28